

保育における「環境」の捉え方 —保育内容「環境」の史的変遷に着目して—

青山佳代

1. はじめに

保育において「環境」は、多様な意味を含んでいる。おおまかには、教育方法としての環境と、保育内容(=経験内容)としての環境に二分される。池田幸代(2012)は、この2つの環境は、「別物ではないが同義でもなく」、「明確に区別できない曖昧さ」を有すると指摘している¹。その結果として、保育に関わるものにとっては、この「環境」という言葉は、重要性を含みながらも、はっきりと切り分けられない困惑さを有していると考えられる。

そこで本稿では、この「環境」という言葉に注目する。教育方法としての「環境」と保育内容(=経験内容)としての「環境」に関する研究成果を歴史的に整理することにより、保育における「環境」の捉え方について分析していきたい。

2. 保育における「環境」の出現

笠間(2016)によれば、保育における「環境」という言葉が法令上、初めて示されたものは「学校教育法」第77条においてである²。学校教育法には「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とある。学校教育法は1947年に公布された。甲府の前年から始まった同法の審議過程において、「環境」が登場するようになったとのことである。この時期、GHQ顧問のヘレン・ヘファナンが日本の幼児教育に重要な影響を果たしたと言われているが、彼女は1948年に出されることになる「保育要領」を編集する目的で、「幼稚園教育の現代に於ける発展情況」という文書を文部省に設置された幼児教育内容調査委員会の初会合で配布している。同文書には、自由保育の考え方にに基づき、幼稚園が整えるべき環境や幼児の望ましい経験してとともに、次のようなまとめがなされている。

The school is the environment which should be ideally suited to foster the balanced development of children (幼稚園は、幼児の均整のとれた発達を助長するに理想的に適し

た環境であるべきである)。

そして、公布直前に「環境」という言葉が盛り込まれたのである。この委員会は、既知のとおり、倉橋惣三を実施的な委員長としていた。顧問であるヘファナンが提示した文書によって、学校教育法の第77条に「環境」という言葉が盛り込まれただけではなく、倉橋自身も、1931年にはすでに、『就学前の教育』という論文の中で、8つの就学前保育の特性の一つとして「環境的」であることを示している。

就学前の教育は、環境の力に待つことが大であり、しかも経験と薫染とによって、それがなされるべきことは、古くから認められていることである。しかも幼児にとり環境は、幼児をして生活の自由感を生ぜしめ、新鮮味を感じしめ、幼児自身の自発活動を誘発し促進するごときのものでなければならない。またその環境は、物の興味によって幼児の生活を誘発し、物の配置によって、その形態に幼児の生活を誘導するのである。そして物によるから、幼児の自発性は、損なわれることなく、物の背後には、つねに教育者の意図と配慮が、かくされているので、それは、「間接教育」ともいうことができる。周到な教育者は、まず環境一場所と物とをあらかじめ自ら支配することによって、しかも幼児の自発性を失わせず、意のままに支配するのである³。

小川(1966)によれば、上述の倉橋の論文「就学前の教育」は、倉橋の執筆したものの中で、おそらく最も体系的かつ組織的なものとして考えられるし、この考え方の基本は、晩年まで変化していないとある⁴。なお、現在の『幼稚園教育要領』解説においても、第1章総説 第1節幼稚園教育の基本 2環境を通して行う教育 中にも、上述の倉橋の論文に書かれた思いが、古臭さを感じさせずに、現代的に瑞々しく反映されている。以下に、現行の『幼稚園教育要領解説』に掲げられた内容を記す。

幼児期の教育においては、幼児が生活を通して身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験を重ねていくことが重視されなければならない。その際、幼児が環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになることが大切である。

教師は、このような幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を想像するために努めることが重要である。(中略)

このような環境を通して行う教育には、幼児の主体性と教師の意図のバランスが

よく絡み合って成り立つものである。(中略)つまり、教師主導の一方的な保育の展開ではなく、一人一人の幼児が教師の援助の下で主体性を発揮して活動を展開していくことができるような幼児の立場に立った保育の展開である。活動の主体は幼児であり、教師は活動が生まれやすく、展開しやすいように意図を持って環境を構成していく。

現代においても、倉橋のいう、幼児教育は環境を通して行う教育であり、幼児の主体的活動を展開するためには、環境がどのように構成されているかによって大きく左右されるとして、環境構成の重要性が述べられているのである。

3. 保育内容の歴史の変遷

2017(平成29)年に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂(改定)され、2018(平成30)年4月より実施されている。

今回の改訂(改定)でも、保育内容は「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、及び「表現」の5領域から構成されている。そして、それぞれ領域ごとに「目標」、「ねらい」、「内容」が示されている。「要領」、「指針」、及び「教育・保育要領」は、それぞれの保育内容について、整合性が図られている。5領域に関する事項についても、「要領」、「指針」、そして「教育・保育要領」とも同じしかし内容になっている。

保育内容の「環境」の考え方について、平山(2013)は、1926(大正15)年の「幼稚園令施行規則」における保育内容の「観察」という項目、1948年の「保育要領」における「楽しい幼児の経験」としての「自然観察」という項目、1956年、ならびに1963年の「幼稚園教育要領」における「自然」の領域が、保育内容「環境」の領域にあたるとしている。

1926年の「幼稚園令施行規則」での保育内容は、それまでの「遊嬉、唱歌、談話、手技」の4項目に、「観察等」が加わり、5項目となった。保育内容が工夫できるように「ねらい」がつけられた。自然観察や動物飼育や植物栽培などを「観察」と呼んでいた。

(1) 1948年「保育要領」にみる「環境」の曖昧さ

1948年に倉橋の尽力のもと、発行された「保育要領」は、7項と参考図とからなり、全部で107ページからなる。その7項は、一、まえがき、二、幼児期の発達特質、三、幼児の生活指導((1)身体の発育、(2)知的発達、(3)情緒的発達、(4)社会的発達)、四、幼児の生活環境((1)運動場、(2)建物、(3)遊具)、五、幼児の一日の生活((1)幼稚園の一日、(2)保育所の一日、(3)家庭の1日)、六、幼児の保育内容-楽しい幼

児の経験－（（１）見学、（２）リズム、（３）休息、（４）自由遊び、（５）音楽、（６）お話、（７）絵画、（８）製作、（９）自然観察、（１０）ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、（１１）健康保育、（１２）年中行事）、七、家庭と幼稚園（（１）父母と先生の会、（２）父母の教育者、（３）父母教育の指針、（４）小学校との連絡）からなっている。参考図としては、遊具、備品幼稚園および保育園の設計図例などに及んでいる⁵。

同書の、幼児の保育内容の「自然観察」の項目は、先に述べた教育方法としての環境と、保育内容（＝経験内容）としての環境の記述が入り乱れており、「明確に区別できない曖昧さ」を感じることができ、興味深い。つまり、現在でいうところの環境構成（＝保育環境）についても述べながら、実際に子どもたちがどのような自然等の触れるべきかの保育内容についても記述があるのである。以下の図１に実際にどのような内容かを記してみる。

<p>9 自然観察</p> <p>幼児にとって自然界の事物・現象は驚異と興味の中心をなす未知の世界である。それで幼児期から素朴な直感によってものごとを正しく見、正しく考え、正しく扱う基礎的な態度を養うことがたいせつである。但し、あくまでも用事の年齢・能力・興味に応じて行われるべきであって、幼児の疑問に対してもその時期の幼児を満足させる解答を与えてやることがたいせつで、最初から高さを求めてはならない。</p> <p>科学的態度を養うには、幼児にその生活環境を理解させなければならない。それは必ずしも多くの費用な設備を必要としない。教育者の創意くふうによって与えられた環境を利用し、有り合わせの材料を使って十分できる。例をあげるならば、近くの山や河や池や林や野原やたんぼや公園や工場や市場や停車場等はそのまま教育の場とすることができるからである。但し、最低限度の設備をとしては砂場・花壇・飼育箱・水そう等がほしい。遊び・見学・遠足等の場を適当にとらえ、疑問と興味を起こさせるように指導してやるのがよいので、特別な時間を設ける必要はない。</p> <p>こわしたり、よごしたりするようなことはあまり気かけないようにして、実際に幼児にやらせることがたいせつである。</p> <p>自然の経験を与える一つの計画例を参考までに次に掲げる。</p> <p>自然の経験</p>
<p>四月－小川あそび</p> <p>要旨 めだか・おたまじゃくし・たにし等を取り、ささ舟を流し、春の自然を経験してさせる。</p> <p>注意 浅い危険のないところ。たんぼなどもよい。</p>
<p>五月－草花つみ</p> <p>要旨 野原で草花をつんで遊ばせ、春の自然を楽しむ。</p> <p>注意 四月下旬から五月上旬が良い。危険のない場所で自由にのんびりと草花をつんで遊ばせる。</p> <p>花：つめくさ・れんげそう・たんぼぼ等</p> <p>草：のびる・はこべ・すいば等</p>
<p>六月－かえるつり</p> <p>要旨 小川や池などで、かえるやえびがにとつてあそびながら観察させる。</p> <p>注意 つるには小さい棒に糸をつけて虫などをくくりつける。</p>

<p>七月－水あそび 要旨 砂場で水鉄砲をしたり、じょうろで水を撒いたりして遊ばせる。 注意 人に水をかけないように、けんかの元にならないように社会性の発達を考慮する。</p>
<p>九月－秋の草花つみ 要旨 すすきの穂が出、はぎがさくころ。秋の野原でおもしろく草つみをして遊ばせる。 注意 月見の行事と結びつけるのもよい。すすきは手を切るので注意を要する。</p>
<p>十月－どんぐり拾い 要旨 どんぐりがおちるころ、どんぐりを拾って遊ばせる。 注意 拾ったどんぐりでいろいろの遊びをさせる。</p>
<p>十一月－落ち葉拾い 要旨 雑木林の中にみちびいて落ち葉を拾いながら遊ばせる。 注意 落ち葉だけでなく、きのこその他虫などに及ぶのもよい。落ち葉はただ拾うだけでなく、並べたりして落ち葉遊びをするとよい。</p>
<p>十二月～三月－雪あそび 要旨 適当に雪が降った時、雪投げや、雪だるまを作って遊ばせる。 注意 終わったあと手を暖めたり、足をかかわかしたりすることを忘れてはならない。</p>

図1 1948年「保育要領」の保育内容「9 自然観察」の内容

(2) 「領域」の出現

1956(昭和31)年に、「保育要領」が改訂され、幼稚園の教育課程の基準として「幼稚園教育要領」が刊行された。それまで保育内容の区分の「楽しい幼児の経験」という考え方から「領域」という新たな概念に変わっていった。領域とは、「幼児の発達を十分把握し、総合的な指導を行うための視点」である。そして領域は「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作」の6領域からなり、領域ごとに「望ましい経験」が列挙され、保育内容が詳しく書かれるようになった。しかし、残念なことに、これら領域が、小学校の教科のように考えられて指導される傾向が著しくなった。もちろん、領域のまえがきでは、「幼稚園教育の内容として上にあげた健康、社会、自然、音楽リズム、絵画製作は小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いに異にするということである幼稚園の時代には、まだ、教科というわくで学習させる段階ではない」と述べられているのですが、その構成において小学校の教科のように受け止められても仕方がないようなあらわしかたがされていた⁶。すなわち、学校教育法の第78条の5つの目標を掲げ、ここから6領域を導き出したと言われている。

(3) 領域「環境」の出現

1989(平成元)年、25年ぶりに幼稚園教育要領が改訂された。1986(昭和61)年9月に「幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議」は、「幼稚園教育の在り方について」(最終報

告)を公表した。その中で、幼稚園教育の基本として、共通理解が得られるような具体的な手がかりとして、以下の4項目が挙げられた⁷。

- ①幼稚園教育は用事の主体的な生活を中心に展開されるものであること
- ②幼稚園教育は環境による教育であること
- ③幼稚園教育は幼児一人ひとりの発達の特性及び個人差に応じるものであること
- ④幼稚園教育は遊びを通しての総合的な指導によって行われるものであること

よって、幼稚園教育要領には、幼稚園教育の基本は「環境を通して行う」ことが明記された。これは、幼児を取り巻くあらゆる物的、人的、空間的、心理的環境の整備を保育の名の下に行い、その意義を日々の保育実践の中で意識的かつ具体的にとらえ、実現していくことを基本として示したものである⁸。

加えて、1987(昭和62)年12月に教育課程審議会より「幼稚園、小中学校および高等学校の教育課程の基準の改善について」の答申が出され、これまでの6領域について、幼児の活動の実態を踏まえ、幼児の発達の諸側面や幼児期に育てるべき能力と態度を考慮し、再編することが適当であるとされた。これを受け、平成元年告示の幼稚園教育要領では、これまでの自然を中心とする内容が、新たに自然との触れ合いや身近な環境との関わりに関する領域「環境」としてまとめられた⁹。そして現行の要領の内容と同じく、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、及び「表現」の5領域が成立した。「健康」は心身の健康にかんする領域、「人間関係」は人とのかかわりに関する領域、「環境」は自然や身近な環境とのかかわりに関する領域、「言葉」は言葉の獲得に関する領域、そして「表現」は感性と表現するに関する領域へと区分された。森上(1989)は、当時の保育現場では、これまでの領域「社会」が「人間関係」に、「自然」が「環境」に変わり、「絵画製作」と「音楽リズム」が「表現」に統合されて6領域が5領域に変わったという風評に対して、批判を行っている。「環境」は「自然」から変わったものではなく、いたずらに“物知り博士”を作るのではなく、体験を基盤にして、心の底から「あっわかった」と納得したり、頭ではなく「体でわかる」と行った感動するとともにある好奇心を強調した¹⁰。

(4) 領域「環境」の変遷

先に述べたように、平成元年告示の幼稚園教育要領では、新たな領域として「環境」が示された。この領域は、自然や社会の事象などの身近な環境に積極的に関わる力を育て、生活に取り入れて行こうとする態度を養う視点から示されたものである。いかに示す図2が、平成元年告示の幼稚園教育要領の「環境」の領域のねらいと内容である。

<p>環境</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>(2) 身近な環境に自分からかかわり、それを生活に取り入れ大切にしようとする。</p> <p>(3) 身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。</p> <p>(2) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。</p> <p>(3) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。</p> <p>(4) 身近な動植物に親しみをもって接し、いたわったり大切にしたりする。</p> <p>(5) 身近な物を大切にすること。</p> <p>(6) 身近な物を使って考えたり試したりするなどして遊ぶ。</p> <p>(7) 遊具や用具の仕組みに関心をもつ。</p> <p>(8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。</p> <p>(9) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。</p> <p>(10) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。</p>

図2 1989年 幼稚園教育要領における〈環境〉のねらい及び内容

1998(平成10)年の改訂では「生活の中で、様々なものに触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つことを新たに内容に示した。また、内容の取扱いでは、幼児が遊びのなかで周囲の環境とかかわり、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えるようになる過程を大切にすること及び自然とのかかわりを深めることができるよう工夫する」ことが示され、自然とのかかわりを一層深めることが求められた¹¹⁾。

平成20年の改訂においては、「他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること」として、内容の取扱いに思考力の芽生えとして示されている¹²⁾。

そして、平成29年の改訂では、わが国の文化、異なる文化、双方に親しめるような配慮が求められている。内容(6)が新たに加わり、子どもの生活において、行事や遊びや遊具などで地域の文化的な活動や昔からのあそびに触れることを進めて、文化や伝統に親しむことが大切である。また内容(8)では、自分なりに考え、試し、工夫するように求められており、従来にも増して、子どもの考える力を伸ばすために、比較や関連付けを行えりように、保育者が働きかけることが求められている(図3)¹³⁾。

<p>環境</p> <p>[周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。]</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p>

保育における「環境」の捉え方

- (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
- (7) 身近な物を大切にする。
- (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- (9) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- (10) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
- (11) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。
- (12) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

図3 現行の幼稚園教育要領における〈環境〉のねらい及び内容

4. 保育者養成段階における「領域」の捉え方について

子どもたちに獲得して欲しい力を、保育者養成段階ではどのようにとらえていけばよいのであろうか。保育者養成機関では、保育内容の5領域を主に扱った科目は、「保育内容総論」および「各論」として位置づけられている。

幼稚園教育要領に掲げられた各領域の「ねらい」と区別される「内容」は、子どもたちに何を体験させたらよいか、という「何を」の内容が示されている。

では、現在保育者養成機関では、これらの保育内容がどのように科目として位置づいているのであろうか。まずは以下の表1から考えていきたい。

(1) 幼稚園教諭養成課程

表1 新しい教職課程（幼稚園）〔2019（平成31）年度から〕

	各科目に含めることが必要な事項
領域及び保育内容の指導法に関する科目	イ 領域に関する専門的事項
	ロ 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）。
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む）。 ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）。 ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程

	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む)。 ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)。 ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む)。
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)。 ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
教育実践に関する科目	イ 教育実習(インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる) ロ 教職実践演習

新しい教職課程制度のもとで、幼稚園教諭は、それまで小学校以降の教員養成と同様の「教科に関する科目」であったのが、より専門に特化した形となり、領域に関する専門事項という科目群が形成されることになった。そして「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」として展開されることになった。

「領域に関する専門的事項」は、領域について、領域それぞれの学問的な背景や基盤となる考えかたを学ぶことを基本としている。幼稚園教育において、「何をどのように指導するのか」という視点で見たときの「何を」にあたる部分である。幼稚園教育要領に示されているねらいや内容を含めながら考えていく必要がある。

そこで、保育内容の領域「環境」を、そのねらいと目標で考えた場合、自然、人、動植物、遊具、数量や図形、標識、文字などの身近な環境について、理解しておく必要がある。保育者を目指そうとする者は、子どもの生活と遊びのなかで、子どもが好奇心や探究心を持って身近な環境(=経験内容、例えば文字など)にかかわれるよう、環境(=教育方法、やり方)を構成する力を培っていかねばならない。

5. おわりに一明確に区別できない曖昧さを大切にする

本稿では、保育における「環境」の捉え方について、教育方法としての「環境」と保育内容としての「環境」についてこれまでの研究成果を歴史的に整理することを行った。

法令上、保育において「環境」というワードが初めて出現したのは、1947年に公布された学校教育という法であることを述べてきた。しかし、それよりも以前に倉橋惣三が、自身の論文の中で、教育方法としての環境論を打ち出していたことがわかった。その後、倉橋は1948年の保育要領の中で、現在の保育内容である「環境」領域に近い保育内容を、「自然観察」という保育内容の中で記述している。大いに自然という環境に関わることを倉橋は大切にしてきたことがわかる。

その後、平成元年の幼稚園教育要領が刊行される際に、倉橋がずっと言い続けていた幼児教育における環境の力の大切さが全面的に打ち出され、「環境による教育」というフレーズが世に出ることとなった。同時に新たな領域名「環境」も出現することになる。領域名は様々な検討を重ねた上で、領域「環境」となったのであろうが、教育方法論としての「環境による教育」と同時に出されたがために、混乱を招く結果となったのかもしれない。しかし、これまでの検討でみてきたとおり、教育方法の環境と、経験すべき保育内容の環境は切り離せない関係にある。もちろん、保育に携わるものとしては、その意味合いの違いは理解しておかなければならないが、その両者の曖昧さを大切にしながら、保育者は、子どもたちに対して（保育方法である）環境を掌握しながら、子どもたちに経験して欲しい環境（＝保育内容）を提供し続けていくべきであろう。

註

- 1 池田幸代（2012）「幼児教育における保育内容「環境」の捉え方についての研究－「環境を通して教育」と「領域・環境」における、二つの「環境」の関係」、『洗足論叢』第40号、洗足学園音楽大学／洗足こども短期大学、126ページ。
- 2 笠間浩幸（2016）「保育環境と施設・設備の変遷」、日本保育学会編『保育学講座 1 保育学とは 問いと成り立ち』、東京大学出版、177ページ。
- 3 倉橋惣三（1931）「就学前の教育」、坂元彦太郎・及川ふみ・津守真編（1965）『倉橋惣三選集』第3巻、フレーベル館、431～432ページ。
- 4 小川正通（1966）『世界の幼児教育』、明治図書、351ページ。
- 5 小川、前掲書、392ページ。
- 6 森上史朗（1989）「幼稚園令（大正十五年）から、新・教育要領（平成元年）まで」、柴崎正行編（2014）『保育内容と方法の研究』戦後保育50年史 第2巻、日本図書センター、355ページ。

- 7 松島のり子(2016)「保育環境と領域「環境」の関係に関する一考察」『お茶の水女子大学 人間発達研究』31巻、7ページ。
- 8 笠間、前掲書、180ページ。
- 9 酒井幸子・守巧編著(2016)『保育内容「環境」あなたならどうしますか?』萌文書林、27ページ。
- 10 森上、前掲書、361ページ。
- 11 酒井、同上。
- 12 酒井、同上。
- 13 青山佳代(2018)「保育者要請における保育内容指導法に関する一考察:「環境」と「人間関係」に注目して」、『柳城こども学研究』第1号、名古屋柳城大学幼児教育・保育研究会、39ページ。

参考文献

- ・柴崎正行編(2014)『保育内容と方法の研究』戦後保育50年史 第2巻、日本図書センター。
- ・松島のり子(2016)「保育環境と領域「環境」の関係に関する一考察」『お茶の水女子大学 人間発達研究』31巻、pp.1-16。
- ・無藤隆代表保育教諭養成課程研究会(2017)『幼稚園教諭養成課程をどう構築するか～モデルカリキュラムに基づく提案～』萌文書林。
- ・文部科学省・厚生労働省・内閣府(2017)『平成29年告示 幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領〈原本〉』チャイルド本社。

The Historical Change of Understanding “Environment” on the Educational Content for Kindergarten

Aoyama, Kayo*

本稿では、保育における「環境」という言葉に注目する。教育方法としての「環境」と保育内容（＝経験内容）としての「環境」に関する研究成果を歴史的に整理することにより、保育における「環境」の捉え方について分析している。

いくつかの歴史的検討を行い、1989（平成元）年の幼稚園教育要領が刊行される際に、倉橋がずっと言い続けていた幼児教育における環境の力の大切さが全面的に打ち出されたことが明らかとなった。同時に新たな領域名「環境」も出現することになる。

教育方法の環境と、経験すべき保育内容の環境は切り離せない関係にある。もちろん、保育に携わるものとしては、その意味合いの違いは理解しておかなければならないが、その両者の曖昧さを大切にしながら、保育者は、子どもたちに対して（保育方法である）環境を掌握しながら、子どもたちに経験して欲しい環境（＝保育内容）を提供し続けていくべきと考えられる。

キーワード：環境, 倉橋惣三, 幼稚園教育要領